

1964年6月24日(第11回目)

1. 問議並びに散会時刻 (午前10時33分~午後 時 分)

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	天	久	宴	太郎	2番	比	嘉	定	亮	3番	天	久	盛	雄
4番	安	次	富	盛	5番	石	川	真	六	6番	伸	村	春	果
7番	稻	嶺	正	辰	8番	石	田	英	正	9番	安	里	安	明
10番	又	貢	正	弘	11番	石	川	繁	繁	12番	大	川	城	昇
12番	伊	佐	真	得	14番	仲	村	永	永	15番	官	盛	島	昌
17番	伊	佐	真	寿	18番	中	里	助	助	19番	武	行	武	男
20番	仲	村	盛	光	21番	古	波	清	政					

2. 不応招議員は次のとおりである。

16番 宮 里 敬 行

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事聴取のため出席したものは次のとおりである。

市長 仲村 春勝 助役 吳昌 真徳 収入役 泷井 安一	市長 仲村 春勝 助役 吳昌 真徳 収入役 泷井 安一
総務課長 松川 正義 住民課長 仲村 春信 民生課長 当山 金喜	総務課長 松川 正義 住民課長 仲村 春信 民生課長 当山 金喜
財政課長 奥里 将俊 経済課長 伊佐 友誠 水道課長 田中 真義	財政課長 奥里 将俊 経済課長 伊佐 友誠 水道課長 田中 真義
建設課長 島袋 昌榮 消防団長 大城 仁幸	建設課長 島袋 昌榮 消防団長 大城 仁幸

7. 議会事務局職員の出席者。

局長 官城 光雄 書記 照屋 繁、島袋 順也 知念 春光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第4、議案第18号、1965年度宜野湾市才入才出予算について。

1964年6月24日(第11回目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時33分~午後 時 分)

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	天	久	宴	太郎	2番	比	嘉	定	亮	3番	久村	天仲	雄果
4番	安	次	富	盛	信	石	川	真	六	6番	里川	安	明昇
7番	稻	嶺	正	康	8番	石	田	英	正	9番	城	大宮	昌男
10番	又	吉	正	弘	11番	石	川	繁	繁	12番	島	武	盛春
13番	伊	佐	真	得	14番	仲	村	永	永	15番			安
17番	伊	佐	貞	寿	18番	中	里	助	助	19番			盛行
20番	仲	村	盛	光	21番	古	波	喜	清				
						波	藏	幸	次				
								清	郎				

2. 不応招議員は次のとおりである。

16番 宮 里 敏 行

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村	春勝	助役	呉屋	真徳	収入役	沢	安一
経務課長	松川	正義	住民課長	仲村	春信	民生課長	当山	全喜
財政課長	奥里	裕俊	経済課長	伊佐	友誠	水道課長	国吉	真義
建設課長	島袋	昌泰	消防団長	大城	仁幸			

7. 議会事務局職員の出席者。

局長 宮城 光雄 書記 照屋 豊・島袋 真由 知念 春光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第4、議案第18号、1965年度宜野湾市才入才出予算について。

議長～出席13名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成り立しますので、只今より本日（第11日目）の会議を開きます。  
 （午前10時33分）

議長～暫休憩いたします。（午前10時34分）

議長～再開いたします。（午前10時48分）

議長～1番議員の出席を報告いたします。

議長～議案第18号1965年度宜野湾市才入才出予算についてを議題といたします。本案は質疑の段階で継続審議になつておきましたので、本日は第2項の固定資産税から質疑を願います。

5番～1件だけ質問いたします。固定資産台帳はどの程度整備なつておりますか、出来高の割合でも結構です。

財政課長～固定資産台帳の方は課税家屋の方から、手がけております。

5番～完全は100%としてそれに対してどの程度まで、何%まで大体整備体制は進んでおりますか。

財政課長～資料として後でお配りいたします。

議長～暫休憩いたします。（午前10時55分）

議長～再開いたします。（午前10時58分）

15番～課税台帳は縦覧に供した事はありますか、担当課長の方に質問いたします。

財政課長～課税台帳は今まで作られておりませんので、供覧するという所まで行つておりません。

15番～全然作られてなかつた訳ですか。

課税台帳がないという事はやはり徵税の成績にも影響すると思います。例えば個人々々ほとんど税金はどういうふうに課されていますか、色々不満もあるかと思つております。従つてそれは早く整理なされて、納得の行く様に説明もしてもらつて、そうする事によつてしか徵税の成績も上らんと思いますので、早急に善処方を要望いたします。

財政課長～その面で前年度はふるに土地、家屋、それから市民税の課税台帳の整備に入つた訳でありますが、今年度は行政区の再編によりまして、色々の事務面において事務分しようが相当要つた様でございます。そ

議長～出席13名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成りますので、只今より本日（第11日目）の会議を開きます。  
(午前10時33分)

議長～暫休憩いたします。（午前10時34分）

議長～再開いたします。（午前10時48分）

議長～1番議員の出席を報告いたします。

議長～議案第18号1965年度宜野湾市才入才出予算についてを議題といたします。本案は質疑の段階で継続審議になつておりましたので、本日は第2項の固定資産税から質疑を願います。

5番～1件だけ質問いたします。固定資産台帳はどの程度整理なつておりますか、出来高の割合でも結構です。

財政課長～個定資産台帳の方は課税家屋の方から、手がけております。

5番～完全は100%としてそれに対してどの程度まで、何%まで大体整備体勢は進んでおりますか。

財政課長～資料として後でお配りいたします。

議長～暫休憩いたします。（午前10時55分）

議長～再開いたします。（午前10時58分）

15番～課税台帳は縦覧に供した事はありますか。担当課長の方に質問いたします。

財政課長～課税台帳は今まで作られておりませんので、供覧するという所まで行つておりません。

15番～全然作られてなかつた訳ですか。

課税台帳がないという事はやはり徴税の成績にも影響すると思います  
例えは個人々々ほとんど税金はどういうふうに課されていますか、色々不満もあるかと思つております。従つてそれは早く整理なされて、納得の行く様に説明もしてもらつて、そうする事によつてしか徴税の成績も上らんと思いますので、早急に善処方を要望いたします。

財政課長～その面で前年度はふるに土地、家屋、それから市民税の課税台帳の整備に入つた訳でありますが、今年度は行政区の再編によりまして、色々の事務面において事務分しようが相当變つた様でございます。そ

れで途中で又課税された分も結局新行政区での財源確保、こういつたもので手間取つて現在家屋とそれから住民税の方の只今査定をしておあります、調査しておりますので、後でお知らせいたします。

15番～もう1件お伺いいたします、添付資料によりますと法人の方が80%計上されておりますが、この予算計上してから法人の方で破産宣告なり受けた法人がありますか、課長さに御説明願います。

財政課長～今の御質問は市民税のですか。

15番～固定資産税のです。

財政課長～法人でいわゆる破産宣告を受たものは横田米人住宅ですね。

15番～横田ですか、財政課長～はい

15番～これは正式な名前はなんですか。

財政課長～新聞をにぎわしておりました横田ハウジングという米人住宅の会社でありますが、あれは今は山城正徳がかた代りして固定資産税なんかから出しております。

15番～もち論議でありますので、当然これは相続義務者である訳なんですかから法人の場合はなる程法人人口の多い本市では、たしかにむつかしい点は大部あると思うんですが、法人の方で敷取がむつかしい点は大体どういつた点がありますか。

財政課長～法人で残つておりますのは、残つているものの理由としましては、営業するという建物の方は別であります、64年度の法人の申査が遅れた所にも又理由があると思います。

15番～営業不振と只今申し上げましたけれども、これは向うの説明だけによつて、そういうふうに断定している訳ですか、それとも調査もなさつておりますか。

財政課長～その面は藩閥株越に対しましては、その都度微積更員を派遣して訪問するように督勤をしておりますが、法人に對しましては最後の意志がなければ、処分をするという事にしか持つて行けないところ思います。

5番～只今の質問と関連してもう1点質問いたします、破産宣告された法人は1ヶ所であるというふうな証明でありますか、法人で法人のせんたく会社が破産宣告を受けた会社はないか、それについて知つておられる範囲内でお願いします、あるせんたく会社、それは現に藩閥しております。

れで途中で又課税された分も結局新行政区での財源確保、こういつたもので手間取つて現在家屋とそれから住民税の方の只今査定をしておあります、調査しておりますので、後でお知らせいたします。

15番～もう1件伺いたします。添付資料によりますと法人の方が80%計上されておりますが、この予算計上してから法人の方で破産宣告なり受けた法人がありますか。課長さに御説明願います。

財政課長～今の御質問は市民税のですか。

15番～固定資産税のです。

財政課長～法人でいわゆる破産宣告を受たものは横田米人住宅ですね。

15番～横田ですか。 財政課長～はい

14番～これは正式な名前はなんですか。

財政課長～新聞をにぎわしておりました横田ハウジングという米人住宅の会社でありますが、あれは今は山城正徳がかた代りして固定資産税なんから出しております。

15番～もち論税でありますので、当然これは納稅義務者である訳なんですかから法人の場合はなる程法人日の多い本市では、たしかにむつかしい点は大部あると思うんですが、法人の方で徴収がむつかしい点は大体どういつた点がありますか。

財政課長～法人で残つておりますのは、残つているものの理由としましては、営業するという建物の方は別でありますが、64年度の法人の申告が遅れた所にも又理由があると思います。

15番～営業不振と只今申し上げましたけれども、これは向うの説明だけによつて、そういうふうに断定している訳ですか。それとも調査も怠つておりますか。

財政課長～その面は滞納繰越に対しましては、その都度徴税吏員を派遣して納付するように督励をしておりますが、法人に対しましては最後の意志がなければ、処分をするという事にしか持つて行けないとこう思います。

5番～只今の質問と関連してもう1点質問いたします。破産宣告された法人は1ヶ所であるというふうな説明がありました。法人で法人のせんたく会社が破産宣告を受けた会社はないか、それについて知つている範囲内でお願いします。あるせんたく会社、これは現に滞納しております。

ます。はつきり私の方から申上げます、ペルラントリーです。これが破産宣告されたか、されなかつたか今空っぽになつております。

財政課長～たしかに破産宣告をされたと思います。

5 番～されたと、はつきりは分らん段ですね、そうなつた場合には市長の市政方針にもありました法人会社の説教、であるならばやはり法人が現にそこにある法人からは適正にやはり徵収をしなければいかないと思つております。今の質問にもありましたが形の上の破産であるのか、帳簿上の破産であるのか、実質的な破産であれば、やはり必要な財務処分の停止を求めて必要な調査を加えるとか、そして徵収出来そうな出米をうなじやなくて出来ても、出来なくて一応は過去の全滞納分を送付する請求の手続きを当然なすべきだと、私は思います；精算手続にサインをする段ですね、ですから今の答弁では破損されたと思うではやはりまだ財政課長の答弁としては、これは50点です。これはですからその面も調査して次の議会にはつきり完全の答弁をお願いします。

財政課長～現在法人關係は法人係がありまして、そういう面はしよつゆう調査をして徵収面の方に努力をしております。ペルラントリーは前から破産になつたのは3～4ヶ月年前だとういうふうに考えておりますので一応調査をしてから報告いたします。

議長～8番、9番の出番を報告いたします。

議長～暫休憩いたします。（午前11時9分）

議長～再開いたします。（午前11時11分）

3 番～市長も御存じだと思いますが、滞納過越の方は個人の分になつておりますが、全部個人のもの50%の計上率ですが、それに対しては現年譲と過年度の方が出てないですが、全部ひつくるめて50%という意味ですか。各事業税の方に一応市民税の方にこれは64年度の分と、その以前の分に別れて内訳が出てる、それが出てないんだが、それをひつくるめて、全部50%の徵収を見ておるという段ですか。

財政課長～そうです。

3 番～それは何か根拠がありますか。去年何か80%までその前年度の分は80%を見込んだつもりだったが、どういう段で50%に落ちた段ですか。

議長～これは50%にした基準はございません。前年度分に重きをおいて、

ます。はつきり私の方から申上げます。ペルランドリーです。これが破産宣告されたか。されなかつたか今空っぽになつております。

財政課長～たしかに破産宣告をされたと思います。

5 番～されたと、はつきりは分らん訳ですね。そうなつた場合には市長の市政方針にもありました法人会社の誘致。であるならばやはり法人が現にそこにある法人からは適正にやはり徴収をしなければいかないと思つております。今の質問にもありましたが形の上の破産であるのか。帳簿上の破産であるのか、実質的な破産であれば、やはり必要な財務処分の停止を求めて必要な調査を加えるとか。そして徴収出来そうな出来そうなじやなくて出来ても、出来なくても一応は過去の全滞納分を送付する請求の手続きを当然なすべきだと、私は思います。精算手続にサインをする訳ですね。ですから今の答弁では破損されたと思うではやはりまだ財政課長の答弁としては、これは50点です。これはですむらその面も調査して次の議会にはつきり完全の答弁をお願いします。

財政課長～現在法人関係は法人係がありまして、そういう面はしょつゆう調査をして徴収面の方に努力をしております。ペルランドリーは前から破産になつたのは3～4ヶ年前だとういうふうに考えておりますので一応調査をしてから報告いたします。

議長～8番、9番の出席を報告いたします。

議長～暫休憩いたします。（午前11時9分）

議長～再開いたします。（午前11時11分）

3 番～市長も御存じだと思いますが、滞納額越の方は個人の分になつておりますが、全部個人のもの50%の計上率ですが、それに対しては現年度と過年度の方が出てないですが、全部ひつくるめて50%という意味ですか。各事業税の方に一応市民税の方にこれは64年度の分と、その以前の分に別れて内訳が出てる。それが出てないんだが、それをひつくるめて、全部50%の徴税を見ておるという訳ですか。

財政課長～そうです。

3 番～それは何か根拠がありますか。去年何か80%までその前年度の分は80%を見込んだつもりだつたが、どういう訳で50%に落ちた訳ですか。

助役～これは50%にした基礎はございません。前年度分に重きをおいて、

過年度分は予算上として 50% 計上してあるだけでありまして、50% 取るという事ではございません。

3 番～今度の税の滞納の場合はですね、全部 50% を目標にしておるんだが いつたい徴税員も多くなるし、税の滞納率も高まると、そうとう実績が上ると思うんですが、それでも去年の実績より減ると見ておりますか、

助役～減るとは見ておりません、予算上 50% と見ておるんです。

3 番～それは議会としてもつと上げても充分可能だと見ておりますが、

助役～可能か不可能かはこれから問題であります、昨日も市長の方からも答弁がございました様に、可能である様に努力して行くという予算上において 50% というのを計上しております。

1 番～固定資産税の課税標準、土地が 3,935,200 \$ と去年度で 3,871,500 \$ とこの差額家屋の 3,490,500 \$ と去年の 3,601,000 \$ の差額これの算定基礎について御説明願います。

助役～土地の方はそれだけ課税対象が増えた分ではなくして現在土地の方の課税の方は宅地と、それから畠、田この 3 つの方に賦課しておる所でございますが、畠から宅地になる或は山林原野から宅地になるそういうふうな何を見越して地目変換によつての増でござります、それから家屋の分については自然増の何を見積っております。

1 番～この課税標準のいわゆる評価を基準にしてやつておりますか、

助役～課税標準の評価につきましては現在政府の方で見ております、市町村交付税の対象になつております、個々の市町村の平均値を取つてあります。

1 番～個々の市町村の平均値、そうすると会員ゆう的に 1 つの基準によつて統制されているという事でございますか、

助役～交付税の対象として金りゆう的に均こう表が出来ておる所でござります。

1 番～この前にもう 1 件お伺いしますが、地目によつてこの評価の基準が變つて来ると思いますけど、その地目変更の修正のはあくをされているかどうか、

助役～地目変更の方はこれは決まって地主の方が地目変更をやる様になつ

過年度分は予算上として 50% 計上してあるだけであります、50% 取るという事ではございません。

3 番～今度の税の滞納の場合はですね、全部 50% を目標にしておるんだが いつたい徴税員も多くなるし、税の内容も充実して、そうとう実績が上がると思うんですが、それでも去年の実績より減ると見ておりますか。

助 役～減るとは見ておりません。予算上 50% と見ておるんです。

3 番～それは議会としてもつと上げても充分可能だと見ておりますが。

助 役～可能か不可能かはこれからの問題でありますが、昨日も市長の方からも答弁がございました様に、可能である様に努力して行くという予算上において 50% というのを計上しております。

1 番～固定資産税の課税標準。土地が 3,935,200 \$ と去年度で 3,871,500 \$ とこの差額家屋の 3,490,500 \$ と去年の 3,601,000 \$ の差額これの算定基礎について御説明願います。

助 役～土地の方はそれだけ課税対象が増えた分ではなくして現在土地の方の課税の方は宅地と、それから畠・田この 3 つの方に賦課しておる訳でございますが、畠から宅地になる或は山林原野から宅地になるそういうふうな何を見越して地目変換によっての増でございます。それから家屋の分については自然増の何を見積っております。

1 番～この課税標準のいわゆる評価を基準にしてやつておりますか。

助 役～課税標準の評価につきましては現在政府の方で見ております。市町村交付税の対象になつております。個々の市町村の平均値を取つてあります。

1 番～個々の市町村の平均値、そうすると全りゆう的に 1 つの基準によつて統制されているという事でございますか。

助 役～交付税の対象として全りゆう的に均こう表が出来ておる訳でございます。

1 番～この前にもう 1 件お伺いしますが、地目によつてこの評価の基準が變つて来ると思いますけど、その地目変更の適正のはあくをされているかどうか。

助 役～地目変更の方はこれは法でもつて地主の方が地目変更をやる様になつ

ておりますが、課税の何としまして例えば山林原野とか或は畠から等地に要つて行くという事になりますと当然そこに家が出来ておりますので、そういう場合においては登記所の何を持たんぞ、市独自の何んとして調査して市で評価をやつております。

1番～私がお尋ねする事は法によつて市町村の独自の立場でこれを変更する事が出来る訳でござりますけれど、この評価基準の中にはそういつたものも全部含まれておるかどうかです。

助役～それが含まれておるために去年度よりは坪数が増えたんじやなくしてそういう何があつまつて、評価額が増えているという事になつております。

1番～例えば1例を申し上げますと従来原野だつた場所が貸住宅を立てた事によつて宅地になつたと、そういう地域が相当ある訳でございますが、そいつた地域は全部

助役～課税の対象として宅地になつております。

1番～どうされたんですか。

助役～宅地の評価をされております、これがどうなつておるかといふ點でござります。

10番～財政法の8条によりますと、固定資産評価委員は毎月1日に報告を市町村長に報告をしなければいけないというふうになつておりますが、これは現在やられておりますか。

助役～文書上の報告はやつております。

10番～知らない訳ですか、結局やられていないというと、この予算上の現れたその課税標準額はどういう所でなされておりますか。

助役～合帳の方によつて記載されております、これがどうなつておるかといふ點でござります。

10番～しかしこれからいえば固定資産評価委員は年1回は調査するように、調査してそして報告をするようになつてゐる訳ですが、それに並んで結局この課税標準額が出て、そして予算が当ると思うんですが、それが出されていないという事はどういう関係でござりますか。

助役～合帳の方でやられておるんでありますて、書類上の欄としてまだ書き込に乘つております。

10番～この課税標準額は結局今年で行われば評価額として認めて良い訳ですか。

ておりますが、課税の何としまして例えば山林原野とか或は畠から宅地に變つて行くという事になりますと当然そこに家が出来ておりますので、そういう場合においては登記所の何を持たんぞ、市独自の何んとして調査して市で評価をやつております。

1 番～私がお尋ねする事は法によつて市町村の独自の立場でこれを変更する事が出来る訳でござりますけれど、この評価基準の中にはそういうしたものも全部含まれておるかどうかです。

助 役～それが含まれておるために去年度より坪数が増えたんじやなくしてそういう何があつまつたので、評価額が増えているという事になつております。

1 番～例えば1例を申し上げますと従来原野だつた場所が貸住宅を立てた事によつて宅地になつたと。そういう地域が相当ある訳でございますがそういう地域は全部

助 役～課税の対象として宅地になつております。

1 番～どうされたんですか。

助 役～宅地の評価をされております。

10 番～財政法の8条によりますと、固定資産評価委員は4月1日に報告を市町村長に報告をしなければいけないというふうになつておりますが、これは現在やられておりますか。

助 役～文書上の報告はやておりません。

10 番～いい訳ですか。結局やられていないというと、この予算上現れたその課税標準額はどういう所でなされておりますか。

助 役～合帳の方によつて評価されております。

10 番～しかしこれからいえば固定資産評価委員は年1回は調査するように、調査してそして総合をするようになつてゐる訳ですが。それに基づいて結局この課税標準額が出て、そして予算が出ると思うんですが、それが出されていないという事はどういう関係でござりますか。

助 役～合帳の方でやられておるんでありますて、書類上の何としてまだき道に乗つております。

10 番～この課税標準額は結局今年で行われば評価額として認めて良い訳ですか

助役～そうですございます。

10番～そうした場合にはその金額がいわゆる宜野湾市全体の評価と認めて良い訳ですね・土地・家屋のですねいわゆる課税標準額が

助役～そうですございます。

10番～そこで総額から見た場合には、この標準額が少なく見積もった様な感をしているんですが、文書は固定資産評価委員からは文書としては届いてない訳ですか。

助役～この方は先きも1番さんの質問にお答えした様に2～30万、現らわれている評価額の方は市町村交付金税の対象になっております。全りゆうの土地の評価の個々の市町村における平均値をおさえて評価を出しておるんです。

1. 番～固定資産税の課税標準は法によると毎年の4月1日の評価が基礎というふうになつております。これは元程の助役の答弁によりますと、交際税の対象となる全りゆうの市町村の基準を取るという事でござりますが、実際にその基準とですね、現在の評価額の差がどの位の差が出て来るかですね、その標準額について検討をされたことがありますかもしあればですねそれを1つ

財政課長～固定資産の維持平均價格という事で64年度から政府の指示によつてその表示價格で課税をするという政府からの追加書がまいつておりますが、宜野湾の方が田65セント、畠が55セント、宅地が2,50セント、家屋が24,000セントこういうふうになつておりますが、家屋の方は現在までの課税の適当りの平均額はこの24,000セントまで来ております。それで今度土地の方が全体的に4.5%の増であります。なぜかと申し上げますと田の方の平均値が今まで47セント、これは38%の増であり、それから畠の方が今まで3.2セント、これが7.1%の増、それから宅地の方が1.7セント、これが4.2%ひつぐるめて全体的に土地の方は、4.5%増にしなければならないということになつております。

1. 番～そういたしますと全額的に4.5%課税標準の増となる訳でございますが、増額にして何拾万セントの増になる訳ですか、何拾万セント

助役～この数字を出した場合においては、只今の課長の方から読み上げております所の政府で見ておる平均値という何はその予算に現らわれている数字でございます。それから現年瀬市の方で施行されておりますのが予算資料の方として平均してあります。64年度の各種の課税額といふふうになつて固定資産税においては約34,623,30セントというふ

助 役～そうでございます。

10番～そうした場合にはその金額がいわゆる宜野湾市全体の評価と認めて良い訳ですね。土地、家屋のですねいわゆる課税標準額が

助 役～そうでございます。

10番～そこで総額から見た場合には、この標準額が少なく見積つた様な感がしているんですねが、文書は固定資産評価委員会からは文書としては届いていない訳ですか。

助 役～この方は先きも1番さんの質問にお答えした様に2～30万。現らわれている評価額の方は市町村交付金税の対象になつております。全りゆうの土地の評価の個々の市町村における平均値をおさえて評価を出しておるんです。

1 番～固定資産税の課税標準は法によると毎年の4月1日の評価が基礎というふうになつております。これは先程の助役の答弁によりますと、交付税の対象となる全りゆうの市町村の基準を取るという事でございますが、実際にその基準とですね、現在の評価額の差がどの位の差が出て来るかですね。その推定額について検討をされたことがありますかもしあればですねそれを1つ

財政課長～固定資産の維持平均価格という事で64年度から政府の指示によつてその指標価格で課税をするという政府からの追加書がまいつておりますが、宜野湾の方が田65セント。畠が55セント。宅地が2,50セント家屋が2400。こういうふうになつておりますが、家屋の方は現在までの課税の総当りの平均額はこの24,000の額まで来ております。それで今度土地の方が全体的に45%の増であります。なぜかと申し上げますと田の方の平均値が今まで47セント、これは38%の増であり、それから畠の方が今まで32セント、これが71%の増、それから宅地の方が1,75セント、これが42%ひつくるめて全体的に土地の方は、45%増にしなければならないということになつております。

1 番～そういたしますと全般的に45%課税標準の増となる訳でございますが、増額にして何拾万の増になる訳ですか。何拾万

助 役～この数字を出した場合においては、只今の課長の方から読み上げております所の政府で見ておる平均値という何はその予算に現らわれている数字でございます。それから現年齢市の方で施行されておりますのが予算資料の方として平均してあります。64年度の各税の調定額というふうになつて固定資産税においては約34,623,30セントといふ

うな額ですか、それを逆算した場合には、

1番～その数字についてはいずれ計算したら分ると思いますのでよろゆうさざいますが、一応45%の増を見込まれるという事になりますと、その増額がなぜですね今年度から適用出来なかつたか、その理由について御説明願います。

助役～この方は64年度の方も予算増額は政府の見方のとおり予算を立てあります、どうせ政府の方としては土地家屋の再評価をやらなければいけないという何は前から出しておりましたので、64年度は実施されておりません。

1番～只今の評価45%の増というのはあくまでも推定数という事でございますか、只今の説明はそして新しい新評価をする事によつて65年度からはその時点における評価を課税標準とすると、65年度からは間違ひなく評価を標準に課税出来るという事でございますか。（はい）

12番～家屋の場合ですね、実際建築額の何多位い課税しておりますか。

議長～暫休憩いたします。（午前11時38分）

議長～再開いたします。（午前11時39分）

財政課長～もう1辺固定資産の月平均価格を申上げます。田の方が65セントそれから畠が55セント、宅地が2,50セント、家屋が24\$、これが政府から示された市民平均価格です。

12番～この24\$というものは木造もコンクリー庭も同じですか。

財政課長～宜野湾市の舊家屋の坪当りの平均価格であります、全部ひつくるあの平均の価格であります。

12番～私が申し上げるのは例えば200\$で造るとしますね、課税標準に持つて行つた場合との差額の値段を見取つておりますが、その点

財政課長～現在までは9分の1以下の評価格で課税をされております。

12番～土地等の場合はそういうの聞きがあると思ますが、大体何段階位に分けておりますか。

財政課長～土地は9段階ですね、それから畠畠が5段階

12番～尺度の場合は例を申上げますと面積の場合は4～5%という所もあるし又都市地区においては、例えば1号地ぞい或は番前から表折の通り

うな額ですか。それを逆算した場合には。

1番～その数字についてはいずれ計算したら分ると思いますのでよろゆうでございますが、一応45%の増を見込まれるという事になりますと、その増額がなぜですね今年度から適用出来なかつたか、その理由について御説明願います。

助役～この方は64年度の方も予算増額は政府の見方のとおり予算を立てあります、どうせ政府の方としては土地家屋の再評価をやらなければいけないという何は前から出しておりましたので、64年度は実施されておりません。

1番～只今の評価45%の増というのはあくまでも推定数という事でござりますか。只今の説明はそして新しい新評価をする事によつて65年度からはその時点における評価を課税標準とすると、65年度からは間違いなく評価を基準に課税出来るという事でござりますか。（はい）

12番～家屋の場合ですね。実際建築額の何%位い課税しておりますか。

議長～暫休憩いたします。（午前11時38分）

議長～再開いたします。（午前11時39分）

財政課長～もう1辺固定資産の月平均価格を申上げます。田の方が65セントそれから畠が55セント。宅地が2,50セント。家屋が24\$.これが政府から示された市民平均価格です。

12番～この24\$というのは木造もコクリー建も同じですか。

財政課長～宜野湾市の縦家屋の坪当りの平均価格であります。全部ひつくるめての平均の価格であります。

12番～私が申し上げるのは例えば200\$で造るとしますね。課税標準に持つて行つた場合どの程度の値段を見積つておりますか、その点

財政課長～現在までは3分の1以上下の評価格で課税をされております。

12番～土地等の場合はそういうの聞きがあると思ますが、大体何段階位に分けておりますか。

財政課長～土地は9段階ですね。それから畠が5段階

12番～尺度の場合の例を申上げますと田舎の場合は4～5\$という所もあるし又都市地区においては、例えば1号線ぞい或は宮前から役所の通り

沖喰通りと、そうとうの聞きが出てくると思いますが、10段階位いの段階でもつて課税するという事はむじゅんじやないかどうか、そのを訊ねます。

財政課長～その点はこの10段階でもつてその土地を評価するという事自体が非常にむじゅんした点があると思います、この面でその土地の実際の申し合せの最正におきましては、今年度新らしく土地評価基準表が示めされまして、その年度はその評価基準表によつて改正をする事が出来ると、こう思つております。だから家屋の評価基準表その点評価点数でもつて評価をするようになつております。その土地もその実情とか地形とか或は排水それからその農道からの距離耕作面積或は土じよういろいろ科學的な条件がありますので、その条件によつて、その土地自体の総点数が個々に全部1年毎に評価点数が違つて来ると、だからそういう具体的な評価基準でやりますと、その土地自体は今までの等級でもつて評価した評価格、それに比べると非常に進歩した評価がなされると、こういうふうに考えておる訳であります。

19番～固定資産税が前年度と比較しまして4,421ドルの増になつております。これを家屋に見た場合にその差額が大体18,020ドルという額になりますこの場合にこの4,421ドルという評価は1本体建物に換算し或は又そういつた関係のいわゆる説明にありました地目欄更によるいわゆる評価といつた様な御説明をさざいましたし、この算定基礎ですね、建物にした場合にどれ位いの点数になるのか、そして又そのいわゆる人件費用その他によつて控除する所の控除額も考えて、4,421ドルの増額ということは、大体どの様なことですか。

財政課長～家屋におきましては去つた5月に調査をしまして800件の新改築の棟を認めまして、これに対する増が65年度の課税標準の増という事になります、それから土地の方は全体的に月平均額からどうしても4.5%引き上げて行かなければ家屋とか又市町村とのつり合が取れない、そういう面で政府の指示価格に持つて行くという事であります。

19番～仮りに登記上の價格は別にぬきにして標準價格を作つたと、その3番の1を見積つて30多という計算が出て来ますね、そうなつた場合に結局その今その額を3倍すれば結局建物の價格が出来る段です、それは大体何件位に相当するかというふうなですね、計算した場合に果してこれだけが増える計算が是である計算であるかを大体そういう計算の基礎はどういつた、

財政課長～その建物の課税標準についてであります、建物自体の面積数に64年度における課税總評価これを割つて見た場合に面積数で割つて見た場合に1坪当りの平均額が24,00を行つてあります、それで新年度

沖映通りと、そうとうの開きが出てくると思いますが、10段階位いの段階でもつて課税するという事はむじゅんじやないかどうか。それを聞いています。

財政課長～その点はこの10段階でもつてその土地を評価するという事自体が非常にむじゅんした点があると思います。この面でその土地の実際の申し合せの是正におきましては、今年度新らしく土地評価基準表が示めされまして、その年度はその評価基準表によつて改正をする事が出来ると、こう思つております。だから家屋の評価基準表その点評価点数でもつて評価をするようになつております。その土地もその実情とか地形とか或は排水それからその農道からの距離耕作面積或は土じょういろいろ科學的な条件がありますので、その条件によつて、その土地自体の総点数が個々に全部1年毎に評価点数が違つて来ると、だからそういう具体的な評価基準でやりますと、その土地自体は今までの等級でもつて評価した評価格、それに比べると非常に進歩した評価がなされると、こういうふうに考えておる訳であります。

19番～固定資産税が前年度と比較しまして4,421 \$の増になつております。これを家屋に見た場合にその差額が大体18,020 \$という額になりますこの場合にこの4,421 \$という評価は1体建物に換算し或は又そいつた関係のいわゆる説明にありました地目変更によるいわゆる評価といつた様な御説明でございましたし、この算定基礎ですね、建物にした場合にどれ位いの点数になるのか、そして又そのいわゆる人件費用その他によつて生ずる所の控除額も考えて、4,421 \$の増加ということは、大体どの様なことですか。

財政課長～家屋におきましては去つた5月に調査をしまして800件の新改築の増を認めまして、これに対する増が65年度の課税標準の増という事になります。それから土地の方は全体的に月平均額からどうしても45%引き上げて行かなければ家屋とか又他市町村とのつり合が取れないと、そういう面で政府の指示仙格に持つて行くという事であります。

19番～仮りに登記上の仙格は別にぬきにして標準価格を作つたと、その3分の1を見積つて30 \$という計算が出て来ますね。そうなつた場合に結局その今その額を3倍すれば結局建物の仙格が出る訳です。それは大体何件位に相当するかというふうなですね。計算した場合に果してこれだけが増える計算が是である計算であるかを大体そいつた計算の基礎はどういつた。

財政課長～その建物の課税標準についてでありますが、建物自体の総坪数に64年度における課税総評価これを割つて見た場合に総坪数で割つて見た場合に1坪当りの平均額が24,00 \$行つております。それで新年度

における65年度の見當り額は今までの実績とそれから新しく調査をされた800件余りの建物の評価見込額、その合計額が349万ドルとそういうふうになつていてあります。

8番～償却資産が税額2,100ドル程度計上されておりますか、市町村税法の第67条の4項資産償却及びとあります、この資産償却の課税客体がどれ位あるか又本市における課税比率についてお伺いいたします。

財政課長～この同法でいう償却資産は事業の用に供する資産であります、主に法人関係も強えており、そういうのがこの額になつております。

8番～件数はどの位ありますか。

財政課長～機械及び装置が100件で工具及び備品が377件であります。全部で477件です、その内機械及び装置が評価額31,790ドル、工具及び備品が30,980ドル、その内法人のものが367,562ドル元に申上げましたのは個人の償却資産であります。

10番～固定資産評価委員の出席を求めたいと思います。

議長～暫休憩いたします。(午前11時53分)

議長～再開いたします。(午前11時58分)

財政課長～償却資産の最高は松岡配電でございまして、171,406ドルの評価額であります。それに對して税額が857ドルはペラシが7万

12番～今のものは最高ですか(最高です)

10番～固定資産評価委員にお伺いします、財政法の88条によりますと毎年1回実地に評価しなければならないというような規定がありますが、これをやつておりますか。

議員～毎年やつております、これがございまして、これがございまして、それでそれをもとに評価額を算出する形であります。それでそれをもとに10番その3項に市町村長その評価調査を作成し市町村長に提出しなければならないと規定されておりますが、これは提出しておりますが、

議員～と申しますと家屋調査ですか。

10番～3項にですね、固定資産評価委員は前項の規定による評価をした場合においては規定で定める様式によつて遅滞なく評価した帳簿を作成しこれを市町村長に提出しなければならないと、それはされておりますか

における 65 年度の見積り額は今までの実績とそれから新しく調査をされた 800 件余りの建物の評価見込額、その合計額が 349 万 \$ とそういうふうになつていています。

8 番～償却資産が税額 2,100 \$ 程計上されておりますか。市町村税法の第 67 条の 4 項資産償却及びありますが、この資産償却の課税客体がどれ位あるか又本市における課税比率についてお伺いいたします。

財政課長～この同法でいう償却資産は事業の用に供する資産であります、主に法人関係も控えており、そういうのがこの額になつております。

8 番～件数はどの位ありますか。

財政課長～機械及び装置が 100 件で工具及び備品が 377 件であります。全部で 477 件です。その内機械及び装置が評価額 31,790 \$、工具及び備品が 30,980 \$、その内法人のものが 367,562 \$ 先に申上げましたのは個人の償却資産であります。

10 番～固定資産評価委員の出席を求めたいと思います。

議長～暫休憩いたします。(午前 11 時 53 分)

議長～再開いたします。(午前 11 時 58 分)

財政課長～償却資産の最高は松岡配電でございまして、171,406 \$ の評価額であります。それに対して税額が 857 \$ 次はペラシが 7 万

5 番～今のものは最高ですか(最高です)

10 番～固定資産評価委員にお伺いします。財政法の 88 条によりますと毎年 1 回実地に評価しなければならないというような規定がありますが、これをやつておりますか。

委員～毎年やつております。

10 番～その 3 項に市町村長その評価調査を作成し市町村長に提出しなければならないと規定されておりますが、これは提出しておりますか。

委員～と申しますと家屋調査ですか。

10 番～3 項にですね。固定資産評価委員は前項の規定による評価をした場合においては規定で定める様式によつて遅滞なく評価した帳簿を作成しこれを市町村長に提出しなければならないと、それはされておりますか

委員～はい

1番～只今の質問に関連して評価委員に質問いたしました。あなたは毎年1回実地に調査しているというふうに答弁しておりますが、財政課長の答弁によりますと固定資産合帳はまだ出来てないというふうな答弁をやつております。どういうふうな方法で実地に調査をやつているか、御説明願います。

委員～毎年1回ずつ実地調査をやつていると申上げたのは、いわゆる固定資産は4月1日現在で賦課されますので、4月1日現在の新築された分だけ調べております。

1番～新築された分についてだけ評価している訳ですか。（はい）そういう事であれば一応納得する訳ありますが、しかし既にいうと新築した分だけじゃなくて固定資産に対しては調査をしなくては、ならんというふうにじいている訳ですね。そういたしますと助役の答弁によると来年から新らしく再評価を実施するというふうに聞いておりますが、その準備を着々と進めて間違ひなく出来る態勢になつてある訳でありますか。

委員～はいそういう準備をやつております。

1番～準備をやつているんだが、又再来年に延ぶという事は。

委員～～ありえないと思います。

1番～間違ひないです。

委員～間違ひありません。

1番～出題されたついでに質問します。第88条に自分の関係ある条文でありますから良くお分かりと思います。第88条によりますとそういう資産の調査状況は毎年いわゆる調査しなければならないんですが、これに関してあなた方自身も入れて上司最終の責任者は市長でありますから、市長からでも良いし助役からでも良いし財政課長からでも良いですから、この固定資産の評価のための調査をやれとか、やらなくちゃいけないんだよとか、そういう指示を受けた事がありますか。

委員～毎年やつている調査ですか。

1番～私が聞いておりますのはその。

課長～暫休憩いたします。（午後1時3分）  
課長～再開いたします。（午後1時5分）

委 員 ～はい

1 番～只今の質問に関連して評価委員に質問いたしました。あなたは毎年1回実地に調査しているというふうに答弁しておりますが、財政課長の答弁によりますと固定資産台帳はまだ出来てないというふうな答弁をやつております。どういうふうな方法で実地に調査をやつているか、御説明願います。

委 員～毎年1回ずつ実地調査をやつていると申上げたのは、いわゆる固定資産は4月1日現在で賦課されますので、4月1日現在の新築された分だけ調べております。

1 番～新築された分についてだけ評価している訳ですか。（はい）  
そういう事であれば一応納得する訳ですが、しかし厳密にいうと新築した分だけじゃなくて固定資産に対しては調査をしなくては、ならんというふうにしている訳ですね。そういたしますと助役の答弁によると来年から新らしく再評価を実施するというふうに聞いておりますが、その準備を着々と進めて間違いなく出来る態勢になつてている訳でありますか。

委 員～はいそういう準備をやつております。

1 番～準備をやつているんだが、又再来年に延ぶという事は。

委 員～ありえないと思います。

1 番～間違いないですね。

委 員～間違ひありません。

5 番～出席されたついでに質問します。第88条に自分の関係ある条文でありますから良くお分りと思います。第88条によりますとそういう資産の調査状況は毎年いわゆる調査しなければならないんですが、これに関してあなた自身も入れて上司最終の責任者は市長でありますが、市長からでも良いし助役からでも良いし財政課長からでも良いですから、この固定資産の評価のための調査をやれとか、やらなくちゃいけないんだよとか、そういうふた様な指示を受けた事がありますか。

委 員～毎年やつている調査のですか。

5 番～私が聞いておりますのはその・

議 長～暫休憩いたします。（午後12時3分）  
議長～再開いたします。（午後12時5分）

12番この88条の趣旨からしますという少なくとも毎年1回実地に評価させなければならないというふうにうたわれておりますが、この面はどういうふうにされておりますか。

12番～今先の質問に対して、この3項の方は市町村長に提出したというふうに答弁されておりますが、それは文書によつて提出されておられるか口頭でやつておられるか。

委員～一応はその年度分の増えた分だけ文書にして報告しております。

10番～そこで当局にお伺いしますが、評価委員は提出したと先程の助役さんの答弁の中ではまだ提出は受けてないという様なくい違いが出ておりますが、その辺どつちが正しいか一方は提出した一方は受け取らないというくい違いが出ておりますが。

助役～その方は今の評価委員のお答えは評価と数字的の問題をやつておりますという何じやないかと思います。その方はしかしその税法でいう何としては書類としてはやられてないところだと思います。

12番～助役にお伺いします。現在固定資産評価補助員は何名ありますか。

助役～現在の所はおりません。

12番～この88条の趣旨からしますというと少なくとも毎年1回実地に評価させなければならないというふうにうたわれておりますが、この面はどういうふうにされておりますか。

助役～この方は65年度からき道に乗せるために補助員を4名増員してもらつて法通りの何ぞ進めようというので準備にとりかかっています。

12番～固定資産評価委員に1名、それから補助員4名でこの全市の固定資産を1回に調査する事が出来ると、可能と考えておられますか。

助役～この方は65年度においては全土地、家屋の再調査というふうになつておりますので、その方は定数外の吏員の方にもお願いしてやつて行きたいと思つております。只今申上げたのは定数外の事です。

5番～

財政確立の面から固定資産評価委員の任務は非常に重要な任務であります。これは私が説明する必要はありません。そこで評価委員は当えられた任務を果すという意味に立ちまして、自からそれをやり通せるという自信があるかないか。その辺のあなた自身の考え方を1つ聞かせて戴きたいと思います。非常に重要な任務をあなたは与えられておりますから、あなた自身の立場から私しには出来かねるとか或はどうにかこうにかようやくは出来かねるとか。そういうふた様な範囲内で結構ですかあなた自身の考え方を1つお聞かせ願います。

委員～どうにかやつて行けると思います。

9 番～固定資産の合帳で要求された完全な、まだ評価はなつております  
せん、そこで係員はやりすらい点はあると思つますが、とにかくもう  
いつた事務上の問題もあるし、評価そのものも技術上の問題もあるし  
更に又この問題は特殊な問題で強烈な概念が必要であります。そういう  
つたすべての要素を考慮に入れて自分に当えられた重要な任務を遂行  
して行くというふうなお考はあるとして解しやすくして良いですか。

委 員～はい、（午後1時5分）

議 長～暫休憩いたします。（午後1時9分）

議 長～再開いたします。（午後1時13分）

委 員～本者の答申に対してあよつと訂正いたします、調査して来て終つて文  
書で上司の方に提出するという事は間違いで資料みたいなかつこうで  
る。一提出しております、正式な文書じやなくして該字句な資料です。

3 番～固定資産の本年度の増が422 \$となつておりますが、先き程の助役の  
説明によりますと、土地が地目変更したもの或は新らしく建築した分  
の増といふ事であります、課長さんから固定資産の蒸難が與つて裏  
においては3'8 \$番においては7'1 \$、等地においては4'2 \$のお話  
で1車4'5 \$の増になるという事であります、それは65年度から  
実施して行くという様な方針だと聞いておりますが、そうなつた場合  
にはどの予算にはそれが盛られてないという事になる程ですが、その  
増の分は来年度の予算には盛られてないという御見解ですか。

助 役～盛られております。（午後1時15分）

3 番～しかし現年度の予算においての平均して4'5 \$の増という様な先きの  
説明から言しました場合に4'21 \$という数字が非常に差が出てくる  
點であります。その根拠はどこにあるかですね。家屋の新築が或ば  
畠から等地になる部分であると、その増と又更に評価からしての平均  
しての4'5 \$の増を見込むという事になつて4'21 \$という誤ですか  
これしか見發りは出せない誤ですか。

助 役～この方は先きから申上げておりますように64年度の予算から政府の  
係の課長の方が何を増しなければいけないというふうな、64年度から  
予算計上されております。それで結局は予算上の比較増減でござ  
りますので、4,000 \$という事でありますですが、64年度を政府の指  
示した数と実際に賦課調整してある数を申上げますと政府の指示した  
数で予算計上してありますので、予算と実際調査された額との差額と  
いうのが、結局差額にして約3'890 \$という差額が出ておる誤でござ  
ります。これだけが結局は現在行の本市における固定資産の評価と

5 番～固定資産の合帳の法規で要求された完全な、まだ整備はなつておりますせん、そこで係員はやりずらい点はあると思つますが、とにかくそういう一つた事務上の問題もあるし、評価そのものも技術上の問題もあるし更に又この問題は特殊な問題で強固な信念が必要であります。そういうつたすべての要素を考慮に入れて自分に当えられた重要な任務を遂行して行くというふうなお考はあるとして解しやすくして良いですか。

委 員～はい。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時9分)

議 長～再開いたします。(午後12時13分)

委 員～先きの答弁に対してちよつと訂正いたします。調査して来て終つて文書で上司の方に提出するという事は間違いで資料みたいなかつこうで提出しております。正式な文書じやなくして数字的な資料です。

3 番～固定資産の本年度の増が422 \$となつておりますが、先き程の助役の説明によりますと、土地が地目変更したもの或は新らしく建築した分の増という事であります。課長さんから固定資産の基礎が變つて田においては38 %烟においては71 %。宅地においては42 %のお話で1率45 %の増になるという事でありますが、これは65年度から実施して行くという様な方針だと聞いておりますが、そうなつた場合にはこの予算にはそれが盛られてないという事になる訳ですが、その増の分は来年度の予算には盛られてないという御見解ですか。

助 役～盛られております。

3 番～しかし現年度の予算においての平均して45 %の増という様な先きの説明からおしました場合に4,421 \$という数字が非常に差が出てくる訳であります。その根拠はどこにあるかですね。家屋の新築が或は烟から宅地になる部分であると、その増と又更に評価からしての平均しての45 %の増を見込むという事になつて4,421 \$という訳ですかこれしか見積りは出せない訳ですか。

助 役～この方は先きから申上げておりますように64年度の予算から政府の係の課長の方が何%増しなければいけないというふうな、64年度から予算計上されております。それで結局は予算上の比較増減でござりますので、4,000 \$という事であります。64年度を政府の指示した数と実際に賦課調整してある数を申上げますと政府の指示した数で予算計上してありますので、予算と実際調査された額との差額というのが、結局税額にして約3890 \$という差額が出ておる訳でございます。これだけが結局は現在行の本市における固定資産の評価と

～それから政府が見ておる評価の差額が税額にして 3,890 \$ というふうになつておりますので、65年度予算においても予算上は政府の見ておる通りのものを組んでありますので、予算の比較をして 4,000 \$ というふうになつておりますが、実際上はまだ発表されないです。

3 番～64年度予算の場合に 3,890 \$ ですか。予算上のあれになるという訳ですが、その場合に当初予算を組んだ場合にはそれだけ実質するという様な想定の下に予算は組まれたと思うんですが、出来なかつた理由或はこれは年度途中においてもそれが出来ないという事になれば当然そういう結果になると思うんですが、更正しなかつた理由はどこにあるかですね。

助 役～更正の方は別にやつておりませんが、出来なかつた理由については、先き1番さんの御質問にお答えした通りでございます。

3 番～更正しないでも良いとぎいう訳ですか。

助 役～良いという訳ではありません。予算上は更正してありません。

議 長～外になければ進行いたしたいと思います。

議 長～暫休憩いたします。(午後1時15分)

議 長～再開いたします。(午後1時51分)

3 番～事業税で第1種から3種までとなつておりますが、2種の方が課税対象になつてないのはどういう訳ですか、又近頃は大きな養とん業或は養けんの大きな事業が出来ておりますが、そういうものは対象にせんて2種が取り上げられてないのはどういう訳であるかですね、又2種を免除する場合には該会の承認を得ると思うんだが、そういう手続きは終つておるかどうかお聞かせ願いたいと思います。

助 役～この方は第2種業に含まれてはこれから該当するものと思つておりますが、65年度の分はまだ準備はしておりません。

3 番～65年度の該当者はおらないという訳ですか。どういう詳しやすくの下ですか。

助 役～事業税におきましては結局は

3 番～本年の4月1日で營業した場合には、事業税に入れる場合には課税の対象となる訳じやないですか。やつてないという訳ですか。すでに事業にのつておると思うんですが、何か玉井し料なんか

それから政府が見ておる評価の差額が税額にして 3,890 \$ というふうになつておりますので、65年度予算においても予算上は政府の見ておる通りのものを組んでありますので、予算の比較をして 4,000 \$ というふうになつておりますが、実際上はまだ発表されないです。

3 番～64年度予算の場合に 3,890 \$ ですか。予算上のあれになるという訳ですが、その場合に当初予算を組んだ場合にはそれだけ実施するという様な想定の下に予算は組まれたと思うんですが、出来なかつた理由或はこれは年度途中においてもそれが出来ないという事になれば当然そういう結果になると思うんですが、更正しなかつた理由はどこにあるかですね。

助 役～更正の方は別にやつておりませんですが、出来なかつた理由については、元き1番さんの御質問にお答えした通りでございます。

3 番～更正しないでも良いとぎう訳ですか。

助 役～良いという訳ではありません。予算上は更正してありません。

議 長～外になければ進行いたしたいと思います。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時15分)

議 長～再開いたします。(午後12時51分)

3 番～事業税で第1種から3種までとなつておりますが、2種の方が課税対象になつてないのはどういう訳ですか、又近頃は大きな養とん業或は養けんの大きな事業が出来ておりますが、そういうものは対象にせんて2種が取り上げられてないのはどういう訳であるかですね、又2種を免除する場合には議会の承認を得ると思うんだが、そういう手続きは終つておるかどうかお聞かせ願いたいと思います。

助 役～この方は第2種業に付ましてはこれから該当するものと思つておりますが、65年度の分はまだ準備はしておりません。

3 番～65年度の該当者はおらないという訳ですか。どういう解しやくの下ですか。

助 役～事業税におきましては結局は

3 番～本年の4月1日で営業した場合には、事業税に入れる場合には課税の対象となる訳じやないですか。やつてないという訳ですか。すでに事業にのつておると思うんですが、何か玉井し料なんか

助 役～あの方は個人ではないんじやないかと見思つております。

3 番～個人じやない。個人でも相当大々的にやつているものもいますがね。養けん業なんか。

財政課長～現在市民税並びに事業税の申告期間でありますので、6月30日までに申告がなされる訳ですか。それで愛知とかのだけ辺に養とん業を經營しておられる方がありますが、実際に申告書が出て又それに応ずる調査もなされて課税の対象課税評定が決る訳ですが、65年度から適用されるというものが出て来る訳であります。しかしそういう当初の予算には計上してありませんが、当然65年度からは、これも課税されるだろうと思います。

3 番～しかし養とんは近頃まだき道にはのつてないが、養とんにおいてはすでにこれは専門にやつておる所はそうとうある訳ですよ。それで現年度予算にやらんて途中からというとこの予算の意味がなさないと思うんですが、それは大体の概算も分らん訳ですか。課税客体が立派ににぎり切れないという様な理由だとは思ふんですが、しかし予算はあくまで次の年度の1ヶ年分を見通しての予算だと思うんですが。

財政課長～その面では養けんは前編からありますが、今まで第2種業者の課税はされておりません。そこは養けん業という実際の事業をどういう範囲で事業という限定づけをするということで問題があるんじゃないかなと、こういうふうに考える訳です。しかしこれが完全な事業としての状態が備れておれば、当然養けんも第2種の事業として課されるべきだと。こういうふうに考えられます。

3 番～もう1件だけ。3種において850\$を越えた分において予算の算出標準が2,100\$になつておりますが、資料によりましたら6件の該当者がおるというふうになつて、この業態が850\$以上にもなれば、控除額が170\$ですか、ですから920\$の所得以上という事になりますが、そうでなくて、たといその6件であつても企業の会計が1,000\$を越すと見うんで、850\$以下の6倍をしてもですね。この算定の基礎はどういふうになされたかですね。2,100\$を基準だ基礎ですね。この資料をあなた方々は出されておるのが事業税の第3種の850\$以上というのは、これは徴税実績ですか。現年度は1回これだけですが、次の年もこれだけ見取られると思うんですが、そうなつた場合には少なくとも最低6名の所得という事になればその5,100\$ですか。以上なると思うんですが、しかしこの予算が2,100\$しか見取つておらんですが、2,100\$の100分の4の84\$しか予算は計上されてないが、どういう算定の基礎でこういう数字が出て来たかですね。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時3分)

議 長～再開いたします。(午後2時9分)

助 役～あの方は個人ではないんじやないかと感想つております。

3 番～個人じやない。個人でも相当大々的にやつているものもいますがね。養けん業なんか。

財政課長～現在市民税並びに事業税の申告期間でありますので、6月30日までに申告がなされる訳ですか。それで愛知とかのだけ辺に養けん業を經營しておられる方がありますが、実際に申告書が出て又それに応ずる調査もなされて課税の対象課税評議会が決る訳ですが、65年度から適用されるというものが出て来る訳であります。しかしそういう当初の予算には計上してありませんが、当然65年度からは、これも課税されるだろうと思います。

3 番～しかし養けんは近頃まだき道にはのつてないが、養けんにおいてはすでにこれは専門にやつておる所はそうとうある訳ですよ、それで現年度予算にやらんで途中からというとこの予算の意味がなさないと思うんですが、それは大体の概算も分らん訳ですか。課税客体が立派ににぎり切れないという様な理由だとは思うんですが、しかし予算はあくまでも次の年度の1ヶ月分を見通しての予算だと思うんですが。

財政課長～その面では養けんは前歴からありますが、今まで第2種業者の課税はされておりません。そこは養けん業という実際の事業をどういう範囲で事業という限定づけをするということで問題があるんじやないかと。こういうふうに考える訳です。しかしこれが完全な事業としての状態が備れておれば、当然養けんも第2種の事業として課税されるべきだと。こういうふうに考えられます。

3 番～もう1件だけ。3種において850\$を超えた分において予算の算出標準が2,100\$になつておりますが、資料によりましたら6件の該当者がおるというふうになつて、この業態が850\$以上にもなれば、控除額が170\$ですか、ですから920\$の所得以上という事になりますが、そうでなくて、たといその6件であつても企業の会計が5,000\$を越すと思うんです。850\$以下の6倍をしてもですね。この算定の基礎はどういふうになされたかですね。2,100\$を組んだ基礎ですね。この資料をあなた方々は出されておるのが事業税の第3種の850\$以上というのは、これは微収実績ですか。現年度は1回これだけですが、次の年もこれだけ見積られると思うんですが、そうなつた場合には少なくとも最低6名の所得という事になればその5,100\$ですか。以上なると思うんですが、しかしこの予算が2,100\$しか見積つておらんですが、2,100\$の100分の4の84\$しか予算は計上されてないが、どういう算定の基礎でこういう数字が出て来たかですね。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時8分)

議 長～再開いたします。(午後2時9分)

議 長～4番議員の出席を報告いたします。

財政課長～その事業税の第3種の部の方は累進課税であります、その間で6名の所得を計算しますと2,955 \$になります。

議 長～外にありませんか、今の第3日の事業税は一応質疑を終りまして、次は4日の不動産取得税について質疑を行います。

議 長～別にないようでありますので、次は第2款の市町村交付税の方に移ります。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時10分)

議 長～再開いたします。(午後2時15分)

議 長～次は第3款の公営企業及び財産収入の方多ります。

1 番～と場の費用料と市場の費用料が去年より減額されておりますが、どういう理由ですか。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時55分)

議 長～再開いたします。(午後3時6分)

4 番～愛知のグマ川原ですか、志真志のホウコウ原合せて1,200坪位の田地になつておりますが、これの税金として課した場合はいくら位になりますか。固定資産税として課した場合・民間のですね個人所有の場合の固定資産はどの位ありますか。

助 効～志真志のホウコウ原の何から見た場合に貨貸料として3 \$ 99セントというふうになつておりますが、これ仮りに固定資産税としてやつた場合においては約1 \$ 50セント位いじやないかと思つております。

4 番～年額1セントですか、坪当たりこれらの土地を市が直接使用するという考え方も持つておりますか。

助 効～今所そういう事は考えられておりませんですが、将来については、これからとの問題ですから、はつきりはいえないんじやないかと思つております。

4 番～そうするとおつしやる事からすると当分の間そのままで良いという考え方方に立つておる誤ですか。

議長～4番議員の出席を報告いたします。

財政課長～その事業税の第3種の部の方は累進課税であります、その割で6名の所得を計算しますと2,955\$になります。

議長～外にありませんか。今の第3目の事業税は一応質疑を終りまして、次は4目の不動産取得税について質疑を行います。

議長～別にないようありますので、次は第2款の市町村交付税の方に移ります。

議長～暫休憩いたします。(午後2時10分)

議長～再開いたします。(午後2時15分)

議長～次は第3款の公営企業及び財産収入の方移ります。

1番～と場の使用料と市場の使用料が去年より減額されておりますが、どういう理由ですか。

議長～暫休憩いたします。(午後2時55分)

議長～再開いたします。(午後3時6分)

4番～愛知のグマ川原ですか、志真志のホウコウ原含せて1,200坪位の田地になつておりますが、これの税金として課した場合はいくら位になりますか。固定資産税として課した場合・民間のですね個人所有の場合の固定資産はどの位ありますか。

助役～志真志のホウコウ原の何から見た場合に賃貸料として3\$99セントというふうになつておりますが、これ返りに固定資産税としてやつた場合においては約1\$50セント位いじやないかと思つております。

4番～年額1セントですか。坪当りこれらの土地を市が直接使用するという考え方方も持つておりますか。

助役～今の所そういう事は考へられておりませんですが、将来については、これからとの問題ですから、はつきりはいえないんじやないかと思つております。

4番～そうするとおつしやる事からすると当分の間そのまま良いという考え方方に立つておる訳ですか。

助役～と申上げますのは結局今市としての、そこに計画してないし又周囲からの何からしまして周囲としても今の所使おうというふうな何がございませんので当分は待つた方が良いんじゃないかと思つておる段です

4番～有効に使うと利用するという様な考え方からすると早急に処分して外に譲り、例えばこれから構想を持つておられる市営住宅の敷地とかいつた様な土地を確保するというのが私は順当と思いますが、それについては、これと関連付けて考えておるかどうか。

助役～その場合だつたら関連付けて考えらん事もないんじゃないかと思つております。

財政課長～その内8,000坪が相になつておりますので等級は最低の5等、税額にして1.40%となつております。

議長～暫休憩いたします。(午後2時12分)

議長～再開いたします。(午後2時13分)

議長～次は5.6.7.8.9.10款まで総括にります。

4番～市有財産のと場の使用料についてであります、新年度においては、減収になつております。これは政策しない前より大部減収になる傾向にあるんじやないかと思いますが、政策する場合に施設の不備で思う様な収入が上げ得ないと、新しい近代的な設備をすれば収益においても尚上るし、そうすれば独立核算を充當可能だという様な事で2万円近くの資金を投じてあれだけの施設をやつた段ですが、しかしその政策以後逆に収入よりか減つていると、しかも市内の農業においては何ら變りはないし又かえつて伸びつつあるんだという様な事ですが、これについて努力が足りないのか、或は又何かそこに減収になる理由があるかどうかですね、それについて御聴聞願います。民間企業ならばですね、今の状況ならおそらく到底しないかも知れないんですけどから個人企業の立場からすると経営者がまずいのか、或はもつと努力すべきはい路が取路の開拓といいますか、そういう様な事も感念的必要じやないかどうかですね。

財政課長～と場の建築工事、約半ヶ年位いですね、4ヶ月から半ヶ年位い結局本市のと場がいろいろ政策のために新規敷地に仮と場を設置いたしましたが、その場合にその当時の業者があつちこつちに分散して行つたと、ヨリのと場を使用する人と、それから勢理容ですか、あの辺のと場を利用するとか、今度は設置した仮と場を利用するとか、そういうふうにいちいちある期間業者が分散してしまいました、本建築が完了して一応と場が出来たので、そこに従来の業者、その人々が集り出した段でありますが、分散してある既設と場を利用していた人々の中

助役～と申上げますのは結局今市としての，そこに計画していないし又周囲からの何からしまして周囲としても今の所使おうというふうな何がございませんので当分は待つた方が良いんじゃないかと思つておる訳です

4番～有効に使うと利用するという様な考え方からすると早急に処分して外に若し，例えはこれから構想を持つておられる市営住宅の敷地とかいつた様な土地を確保するというのが私は順当と思いますが，それについては，これと関連付けて考えておるかどうか。

助役～その場合だつたら関連付けて考えらん事もないんじやないかと思つております。

財政課長～その内8,000坪が畠になつてありますので等級は最低の5等。税額にして1,40%となつております。

議長～暫休憩いたします。(午後2時12分)

議長～再開いたします。(午後2時13分)

議長～次は5.6.7.8.9.10款まで総括にやります。

4番～市有財産のと場の使用料についてでありますが、新年度においては、減収になつております。これは改築しない前より大部減収になる傾向にあるんじやないかと思いますが、改築する場合に施設の不備で思う様な収入が上げ得ないと、新しい近代的な設備をすれば収益においても尚上るし、そうすれば独立採算を充分可能だという様な事で2万\$近くの資金を投じてあれだけの施設をやつた訳ですが、しかしそれの改築以後逆に収入よりか減つていると、しかも市内の需要においては何ら変りはないし又かえつて伸びつつあるんだという様な事ですが、これについて努力が足りないのか。或は又何かそこに減収になる理由があるかどうかですね。それについて御説明願います。民間企業ならばですね、今の状態ならおそらく倒産しないかも知れないんですね。ですから個人企業の立場からすると経営者がまずいのか、或はもつと努力すべきはい路が販路の開拓といいますか、そういういた様な事も必然的に必要じゃないかどうかですね。

財政課長～と場の建築工事、約半ヶ月位ですね。4ヶ月から半ヶ月位い結局本市のと場がいろいろ改築のために新城跡放地に仮と場を設置いたしましたが、その場合にその当時の業者があつちこつちに分散して行つたと、コザのと場を使用する人と、それから勢理客ですか、あの辺のと場を利用するとか、今度は設置した仮と場を利用するとか、そういうふうにいちいちある期間業者が分散してしまって、本建築が完了して一応と場が出来たので、そこに従来の業者、その人々が帰り出しました訳であります。分散してある既設と場を利用していた人々の中

にですね、各と場とのいわゆる業者の獲得合戦ですか、そういうふうな事でそういう分散した方々が相手のと場に行つて、いわゆると場利用者の役員とかですね、そういうふうにして重要なポストにつけられた人々が大部おる訳です。

4 番～現在独立採算制という採算が取れているかどうか、それについてお伺いします。

助 役～現在の所では独立採算の方は取れない様なかつこうになつております

4 番～いつから取れる様になりましたか、それはですね近代的な設備をしてそう長くは待たずにして独立採算制が充分取れるんだといった様な事をここでははつきり説明しておつたと、こう聞いておりますが、既に3ヶ年4ヶ年という年月も経過していますが、何日から又独立採算が取れるか、それについてお伺いします。

助 役～この方は建築の計画からしますと、10ヶ年の年月でもつて償還するというふうなかつこうで計画されておりますが、事実上は5ヶ年しか借り入れはさておりませんので結局10ヶ年立たんと償還を別の方で向けるという事になれば6ヶ年目からは独立採算制が取れるという事になる訳ですが、しかし企業の何からした場合、この起債そのものがその独立採算の収入で独立採算的収入でまかなうべきだという事になれば、10ヶ年後ぞじやなければ独立採算は取れんというかつこうになる訳です。

4 番～市内の全需要を満たす場合に何年位いすれば独立採算制は取れますか

助 役～この方は市内の全需要をみたす、みなさんじやなくして建築計画をやりました当時の実績をおさえてやつて10ヶ年というふうになつております。

4 番～全市内の需要をですね、完全に獲得するといつた場合にどの程度の実績が上りますか、収入になりますか。

助 役～この方は計算をしたこととはございません。

4 番～これについては当局もたしかに、その資料を必要だと思つておりますので是非資料を準備して戴きたい、尚又本市においては業との協業化ですか、或は近代化というようなに目下盛んでありますので、それとタイアップしてこの施策を生かすならば私は早急に独立採算制を取れるんじゃないかと思つています。その点は後で資料をお願いいたします。それから各種補助金が計上されておりますが、これは市の独自な計画に基づいてそして次年度においてそれだけの補助金は是非獲得

にですね、各と場とのいわゆる業者の獲得合戦ですか。そういうふうな事でそういう分散した方々が相手のと場に行つて、いわゆると場利用者の役員とかですね、そういうふうにして重要なポストにつけられた人々が大部おる訳です。

4 番～現在独立採算制でいう採算が取れているかどうか、それについてお伺いします。

助 役～現在の何では独立採算の方は取れない様なかつこうになつております

4 番～いつから取れる様になりましたか。それはですね近代的な設備をしてそう長くは待たずにして独立採算制が充分取れるんだといった様な事をここでははつきり説明しておつたと、こう聞いておりますが、既に3ヶ年4ヶ年という年月も経過していますが、何日から又独立採算が取れるか、それについてお伺いします。

助 役～この方は建築の計画からしますと、10ヶ年の年月でもつて償還するというふうなかつこうで計画されておりますが、事実上は5ヶ年しか借り入れはされておりませんので結局10ヶ年立たんと償還を別の方で向けるという事になれば6ヶ年目からは独立採算制が取れるという事になる訳ですが、しかし企業の何からした場合、この起債そのものがその独立採算の収入で独立採算的収入でまかなうべきだという事になれば、10ヶ年後ぞじやなければ独立採算は取れんというかつこうになる訳です。

4 番～市内の全需要を満たす場合に何年位いすれば独立採算制は取れますか

助 役～この方は市内の全需要をみたす、みたさんじやなくして建築計画をやりました当時の実績をおさえてやつて10ヶ年というふうになつております。

4 番～全市内の需要をですね、完全に獲得するといった場合にどの程度の実績が上りますか。収入になりますか。

助 役～この方は計算をしたことはございません。

4 番～これについては当局もたしかに、その資料を必要だと思つておりますので是非資料を準備して載きたい、尚又本市においては養とんの協業化ですか、或は近代化というようばに目下盛んでありますので、それとタイアップしてこの施設を生かすならば私は早急に独立採算制を取れるんじやないかと思つています。その点は後で資料をお願いいたします。それから各種補助金が計上されておりますが、これは市の独自な計画に基づいてそして次年度においてそれだけの補助金は是非獲得

するんだという申請に基づいて、この補助額が計上されておるかどうか或は又これは別個に政府から何か内掲示があつた分に対して額が計上されておるのか、それについてお伺いします。

助役～ある程度は政府とのわたりよつて計上されております。

11番～そすると申請した額は次年度におゆる市独自の申請額はいくらですか  
市が自主的にやる事業はいくらでもあるんだと、資金がないんだという事ですが、しかしながら必要があればじやんじやん申請して決定するのは政府の立場から決定されると思いますが、しかし市はあくまでも出来るだけ多くの補助金を獲得するためには多くの補助申請を出さなくちやいけないというふうに考えますが、市が政府に対して土木事業或は都市計画事業についての補助金を申請した額は次年度においていくらであるか、大体わたりをつけた分がこれだけだと、申請した額はいくらであるか、それについて申請した額とわたりのつけた額は同額ですか。

助役～申請の何は結局補助申請という事になれば、内示が来てからしか補助申請はしておりません、しかし事業施行をやりたいという何については別個の方法で政府の方に行つておる訳でございます。予算の方に計上してあるのは別個の方法で政府の方に工事をやりたいという中の内から政府とのある程度のわたりによつて見透しをつけての額を予算に計上しておる訳でございます。

4番～そうすると政府は次年度においては、これだけしか宜野湾市はやる計画はないんだというふうに片付けないかどうかですね。こちらからたくさん申請をすれば尚政府に対する折衝かれこれと促進出来るかと思いますが、それは向うからわたりをつけた後に申請するいき方は正しいかどうかですね。

助役～その方は正しいか、正しくないかどうか良くはつきりいえませんですが、しかし既に土木事業の場合においては工事施行についてはある種政府の方のグラフによつてしか施行補助金獲得の何もやられていないと、というのは結局は補助金獲得前に政府の方から今後2～3ヶ年或は4～5ヶ年の内の工事分量についての資料を各市町村から取り寄せまして、それに査定を加えて各市町村に予算をそれとにらみ合せて予算を流すようなかつこうで、それで毎年の事業分量についても一応政府とのわたりによつて予算を計上するというふうな方向になつております。申請ごつちの独自の立場で申請しても異してそこに来るかどうかという何もござります。しかし申請しなければこないんじやないかという事にもなりますが、その方は前もつて政府の方から次年度においてはこれこれしか出~~来~~ないという事は連絡はある訳でございますが、それによつてしか予算としては計上しておりません。しかし事業分量については独自の事業分量については前もつて2～3ヶ年分或

するんだという申請に基づいて、この補助額が計上されておるかどうか或は又これは別個に政府から何か内指示があつた分に対して額が計上されておるのか、それについてお伺いします。

助 役～ある程度は政府とのわたりよつて計上されております。

11番～そすると申請した額は次年度におゆる市独自の申請額はいくらですか  
市が自主的にやる事業はいくらでもあるんだと、只金がないんだという事ですが、しかしやる必要があればじやんじやん申請して決定するのは政府の立場から決定されると思いますが、しかし市はあくまでも出来るだけ多くの補助金を獲得するためには多くの補助申請を出さなくちやいけないというふうに考えますが、市が政府に対して土木事業或は都市計画事業についての補助金を申請した額は次年度においていくらであるか、大体わたりをつけた分がこれだけだと、申請した額はいくらであるか。それについて申請した額とわたりのつけた額は同額ですか。

助 役～申請の何は結局補助申請という事になれば、内示が来てからしか補助申請はしておりません。しかし事業施行をやりたいという何については別個の方法で政府の方に行つておる訳でございます。予算の方に計上してあるのは別個の方法で政府の方に工事をやりたいという中の内から政府とのある程度のわたりによつて見透しをつけての額を予算に計上してある訳でございます。

4 番そうすると政府は次年度においては、これだけしか宜野湾市はやる計画はないんだというふうに片附けないかどうかですね。こちらからたくさんの方の申請をすれば尚政府に対する折衝かれこれと促進出来るかと思いますが、それは向うからわたりをつけた後に申請するいき方は正しいかどうかですね。

助 役～その方は正しいか、正しくないかどうか良くなはつきりいえませんですが、しかし特に土木事業の場合においては工事施行についてはある程度政府の方のプランによつてしか施行補助金獲得の何もやられていないと、というのは結局は補助金獲得前に政府の方から今後2～3ヶ年或は4～5ヶ年の内の工事分量についての資料を各市町村から取り寄せまして、それに査定を加えて各市町村に予算をそれとにらみ合せて予算を流すようなかつこうで、それで毎年の事業分量についても一応政府とのわたりによつて予算を計上するというふうな方向になつております、申請ごつちの独自の立場で申請しても果してそこに来るかどうかという何もござります。しかし申請しなければこないんじやないかという事にもなりますが、その方は前もつて政府の方から次年度においてはこれこれしか出横ないという事は連絡はある訳でございますが、それによつてしか予算としては計上しておりません。しかし事業分量については独自の事業分量については前もつて2～3ヶ年分或

は4～5ヶ年分という何で政府の方には提出されておる段でござります

4 番～それについては逆じやないですか、政府の計画に基づいて、こちらが申請するという事じやなくして、こちらの申請に基づいて補助金を交付してもらひという様な行き方が私しは正しいんじやないかと思ひます。そこで申請しようがしまいが来るだけしか来ないんだといった様な考え方じやなくして、あくまで多くの工事箇所を整備申請する事によつて、それなりに検討も迷つた所からなされるんじやないかという事も考えられますので、それは次年度に独自の計画を立ててそしてそれに基づいて多くの申請を私しはなすべきだというふうに考えますが、その点については良く御検討して置きたいと思ひます。それから2万\$起債の2万\$でありますが、市長はたえずやるべき仕事はたくさんあるんだと、そしてだが金がなくてやれないんだという様な事をたえずおつしやつておりますが、この市債がある程度目途を付けて予算の計上するまでにはある程度目途を付けているならば、そのまま計上してもらつて外の事業を推進して行くべきじやないかというふうに考えておりますが、なぜ仕事はいくらでもあるのにそれを割らぬければならないか、目途をつけてしまえばですね、そのまま計上しておいて、そして才出の事業費に当てて段々これをつい行して行かないかどうか、それについてお伺いします。

助 役～その方は街作りとしての基本的な何は先にマスター・プランの方は申請の段階にあつてまだ認可の段階まで来ておりません。これから先の問題として結局はそういう企業的の事業につきましてはこれから問題として取り上げて行かれる問題じやないかと思つております。そういう所以何からして6ヶ年度予算においてはまだそのプランそのものについての構想が持たれておりませんので、削つてあります。

4 番～この2万\$につきましては、一応予算編成するまでには見送しは、目途はついておつたかどうか、起債のためとはついておつたかどうかそれについて。

助 役～目途はついておりません。

4 番～ある程度目途はついて予算編成も終るべきたと、いうふうに考えますが

助 役～その方は事業費としての起債計画してありましたので、その事業費そのものが結局はまだ事業費的の計画まで行つておりませんので、目途の何についてはわたりはつけられておりません。

議 長～才出は一応質疑は終つておりますが、尚餘括的に後でまとめてしたかと思ひます。まとめてしまつておられても結構であります。

は4～5ヶ年分という何で政府の方には提出されておる訳でござります

4 番～それについては逆じやないですか。政府の計画に基づいて、こちらが申請するという事じやなくして、こちらの申請に基づいて補助金を交付してもらひという様な行き方が私しは正しいんじやないかと思ひます。そこで申請しようがしまいが来るだけしか来ないんだといつた様な考え方じやなくして、あくまでも多くの工事箇所を整備申請する事によつて、それなりに検討も變つた所からなされるんじやないかという事も考えられますので、それは次年度に独自の計画を立ててそしてそれに基づいて多くの申請を私しはなすべきだというふうに考えますが、その点については良く御検討して戴きたいと思います。それから2万\$起債の2万\$であります、市長はたえずやるべき仕事はたくさんあるんだと、そしてだが金がなくてやれないんだという様な事をたえずおつしやつておりますが、この市債がある程度目途を付けて予算の計上するまでにはある程度目途を付けているならば、そのまま計上してもらつて外の事業を推進して行くべきじやないかというふうに考えておりますが、なぜ仕事はいくらでもあるのにそれを削らぬければならないか。目途をつてしまえばですね、そのまま計上しておいて、そして才出の事業費に当てて段々これをつい行して行かなかどうか、それについてお伺いします。

助 役～その方は衙作りとしての基本的な何は先にマスター プランの方は申請の段階にあつてまだ認可の段階まで来ておりません。これから先の問題として結局はそういう企業的の事業につきましてはこれからの問題として取り上げて行かれる問題じやないかと思つております。そういう關心何からして65年度予算においてはまだそのプランそのものについての構想が持たれておりませんので、削つてあります。

4 番～この2万\$につきましては、一応予算編成するまでには見透しは、目途はついておつたかどうか、起債のためとはついておつたかどうかそれについて。

助 役～目途はついておりません。

4 番～ある程度目途はついて予算編成も既るべきだと、いうふうに考えますが

助 役～その方は事業費としての起債計画してありましたので、その事業費そのものが結局はまだ事業費的の計画まで行つておりませんので、目途の何についてはわたりはつけられておりません。

議 長～才入歎一応質疑は終つておりますが、尚総括的に後でまとめてしたいと思ひます。

議長～次は2款の役所費に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。（午後4時55分）

議　長～再開いたします。（午後5時）

議長～本日の日程は全部終了いたしましたので、本日の回議はこれをもつて終ることにいたします。前明日起は午前10時より開きます。

## 談 長～散会（午後5時1分）

議 長～次は2款の役所費に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時55分)

議 長～再開いたします。(午後5時)

議 長～本日の日程は全部終了いたしましたので、本日の開議はこれをもつて終ることにいたします。尚明日は午前10時より開きます。

議 長～散会(午後5時1分)